

令和元年第5回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、令和元年11月28日第5回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の出席議員（17名）

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	11 番	佐 藤 治 一
12 番	佐々木 正 勝	13 番	佐々木 春 男
14 番	佐々木 敏 春	15 番	伊 藤 竹 文
16 番	佐 藤 文 昭	17 番	菊 地 衛
18 番	佐 藤 元		

1、本日の欠席議員（1名）

10 番 宮 崎 信 一

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	藤 谷 博 之	次	長 加 藤 淳 子
班 長 兼 副 主 幹	須 田 益 巳	主	査 阿 部 郁 美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 市 川 雄 次 副 市 長 本 田 雅 之

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐々木 俊 哉	市 民 福 祉 部 長	阿 部 聖 子
農 林 水 産 建 設 部 長	土 門 保	商 工 観 光 部 長	佐 藤 豊 弘
教 育 次 長	齋 藤 一 樹	ガ ス 水 道 局 長	佐々木 善 博
消 防 長 ・ 消 防 署 長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	渋谷 憲 夫
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	税 務 課 長	山 田 克 浩
総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔	ま ち づ くり 推 進 課 長	佐 藤 喜 仁
商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸	観 光 課 長	佐々木 修
市 民 課 長	佐々木 明 美	生 活 環 境 課 長	佐 藤 正 穂
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	池 田 昭 一	教 育 総 務 課 長	池 田 智 成
象 潟 ・ 金 浦 B & G 海 洋 セ ン タ ー 所 長	原 田 浩 一	管 理 課 長	今 野 雄 志
総 務 課 長 ・ 通 信 指 令 課 長	早 水 和 洋		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和元年11月28日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第 6号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第5 議案第 93号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）
- 第6 議案第 94号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第 95号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第 96号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第 97号 にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 第10 議案第 98号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第11 議案第 99号 にかほ市ガス事業清算特別会計条例制定について
- 第12 議案第100号 にかほ市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例制定について

- 第13 議案第101号 にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第102号 損害賠償の額を定めることについて
- 第15 議案第103号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 第16 議案第104号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について
- 第17 議案第105号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第18 議案第106号 令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第107号 令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第108号 令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について
- 第21 議案第109号 令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第110号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第23 議案第111号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第24 議案第112号 令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第25 議案第113号 令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第26 議案第114号 令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第27 議案第115号 令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について
- 第28 議案第116号 令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第29 議案第117号 にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和元年第5回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日、議案第117号が追加提案されておりますので、本日の日程事項に追加しております。

また、本日、このことについて9時から議会運営委員会を開催しております。なお、これにより、議案付託表も新たに配付しておりますので御確認願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、

2番佐々木孝二議員、3番小川正文議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員会副委員長の報告を求めます。佐々木敏春議会運営委員会副委員長。

【議会運営委員会副委員長（14番佐々木敏春君）登壇】

●議会運営委員会副委員長（佐々木敏春君） おはようございます。

それでは、欠席の宮崎議運長に代わりまして報告をいたします。

11月21日及び本日28日午前9時より議会運営委員会を開催しまして、12月定例会、その他につきまして協議をしております。

12月定例会の提出案件は、本日の追加議案を入れまして報告1件、専決処分の報告及び承認1件、条例の制定または改正9件、単行議案2件、補正予算13件、計26件であります。陳情は7件で、一般質問は6人となっております。

お配りの日程案をご覧ください。

会期日程は、本日11月28日から12月13日までの16日間とし、本日は本会議、明日29日と12月2日は議案調査日としまして、3日・4日の2日間を一般質問とします。一般質問は、3日4人、4日2人とします。5日・6日は台湾からの要人の来訪があることから議案調査日としまして、9日に議案質疑、議案等付託、予算特別委員会の設置などを行います。なお、議案質疑につきましては、質疑が9日の月曜日になるため、質疑通告の締め切りは5日木曜日の午前9時となりますので御注意ください。9日から12日までを委員会としまして、13日の最終日に討論、採決等を行います。

なお、議案第94号から議案第96号及び議案第104号から議案第109号の議案9件につきましては、本日、本会議において採決を行います。

その他としまして、一般質問の2日目、4日水曜日の午後に広報広聴委員会、本日、本会議終了後と最終日終了後に議会全員協議会、本日の議会全員協議会終了後に正副委員長会議を予定しております。

また、本日9時から開催した議会運営委員会では、本日提出されました追加議案について協議をしております。

お手元に配付の追加議案綴りをご覧ください。追加議案は1件であります。議案第117号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。本日、他の議案等と併せての議案の説明がありまして、本日配付の議案付託表案のとおり教育民生常任委員会に付託を予定しておりますので、慎重審査のほど、よろしくお願いいたします。

また、その他としまして、最終日の議会全員協議会の後に第二次総合戦略の説明会開催の報告がありました。以上でございます。

今の発言で訂正をお願いします。一番最初の冒頭、11月21日及び本日28日「午前」のところを「午後」と言いましたので、訂正をいたします。（該当箇所訂正済み）

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員会副委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員会副委員長に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員会副委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員会副委員長の報告のとおり、本日から12月13日までの16日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。議案第94号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第95号にかほ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第96号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第104号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について、議案第105号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について、議案第106号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第107号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第108号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について、議案第109号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についての議案9件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日全ての提案理由の説明終了後、本会議において質疑、討論、採決を行います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。初めに、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、私から、最近の市政について御報告をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、不適正な事務処理等による職員の処分についてであります。

昨年度から今年度にかけて担当していた外部団体の業務において、不適正な事務処理等を繰り返した教育委員会生涯学習課の職員を、11月1日付けで「停職1ヵ月」の懲戒処分とし、監督職員として2人を「厳重注意」、3人を「口頭注意」処分としております。

また、今年8月、市内で草刈り作業中に、誤って民間事業者が所有する光ファイバーケーブルを刈払機で切断した事故により、同じく11月1日付けで消防本部消防署の職員2人を「訓告」、監督職員を含む4人を「厳重注意」処分としております。

さらに、今月には、救急搬送中に低血糖状態の傷病者に対して、使用期限切れのブドウ糖溶液を投与する事案が発生しており、11月20日付けで消防本部消防署の関係職員及び監督職員の合計5人を「厳重注意」処分としております。

類似する業務等について直ちに全庁の実態を調査し、再発防止に向けた体制の整備に取り組んでおり、引き続き職員の意識改革に努めてまいります。

職員による度重なる事故や不適正な事務処理等により、関係者に多大な御迷惑をおかけし、市民の皆様には大きな不安を与えましたことを心からおわび申し上げますとともに、本定例会において任命責任及び管理監督責任に鑑み、私自身の処分に係る条例改正案を提案することとしております。

次に、市内の経済状況についてであります。

今年7月から9月までの本市景況調査によると、調査を依頼した52社のうち77%に当たる40社から回答があり、前年同期と比較し「好転」が12社、「横ばい」が13社、「悪化」が15社、業況を判断する一つの指数であるD I値は、マイナス7.5%と、景況感は低水準で推移しております。

業種別では、製造業において前年同期と比較して「好転」が4社、「横ばい」が4社、「悪化」が11社、前期との比較でも、「好転」が2社に対し、「横ばい」が7社、「悪化」が10社となっております。受注減による収益の悪化が資金繰りに影響を与えているとの声もあり、これまでの業況の後退が顕著に表れております。

一方、小売・サービス業においては、前年同期と比較し「好転」4社に対し、「悪化」が1社、前期との比較では「好転」5社、「横ばい」3社で、「悪化」とした企業はなく、要因として取引品の増加、新規案件の受注などを挙げる声が多く、明るい兆しが見られます。

今後の業況判断としては、主力の製造業において、受注回復を見込む企業も見られますが、悪化の長期化を不安視する企業も多く、先行きを注視していく必要があります。

次に、雇用状況についてであります。

ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、9月末現在、常用・臨時を含む全数で1.38倍となり、前年同月比で0.17ポイント減少しておりますが、依然として高い水準を維持しております。

秋田県全体の有効求人倍率1.41倍と比較すると、0.03ポイント下回っております。

有効求人倍率は、引き続き高水準を維持するものと見られ、慢性的な人手不足により、企業の事業活動への影響が深刻化しております。

次に、高校生に対する求人・内定状況についてであります。

来春に卒業予定の本市在住高校生230人のうち、就職を希望している生徒は、県内が73人、県外21人の計94人、41%となっております。10月末現在の内定者は、全体で82人、87%となっており、県内20社62人、県外19社20人で、県内のうち、にかほ市内への内定者は11社の25人となっております。

管内の高校新卒者に対する求人状況は、9月末現在、事業所数で103事業所、求人数は431人で、前年同期120事業所475人を下回る数字とはなっておりますが、昨年同様、求人数が就職希望者数を大きく上回り、市内の一部事業所においては、求人数を充足できないなど人材確保に苦慮している状況にあります。

次に、ベトナム社会主義共和国フンイエン省フンイエン市訪問についてであります。

10月20日から24日までの日程で、にかほ市工業振興会の研修事業に同行し、ベトナムの外国人技能実習生送出機関や在ベトナム日本国大使館及びフンイエン省フンイエン市を訪問し、ダイナミックに成長するベトナム経済や、実習生たちの高い志を肌で感じ、貴重な体験をしてまいりました。

在ベトナム日本国大使館では、アジア・ベトナム経済などについて意見交換を行ったほか、フンイエン市では、グエン・ズイ・フン副知事を初めとする関係者から温かい歓迎を受け、今年5月に締

結した覚書の実践に向けて、今後、スポーツや子どもたちの交流に取り組むことを相互に確認しており、両市の関係を更に発展させていきたいと考えております。

また、市内企業による外国人技能実習生の受け入れは、今後も増えていく傾向にあることから、実習生と市民が互いの理解を深め、働きやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、移住・Uターン促進事業についてであります。

10月末現在、本市への移住希望登録者数は、累計で139世帯となっており、今年度新たに市の定住奨励金等の支援を受けた14世帯34人が市内に移住しております。

10月26日には、東京駅近くの商業ビルを会場に、本市と由利本荘市との合同移住イベントを開催し、20人を超える方が来場されました。市内企業1社を含めた地元企業3社も参加し、生活圏を共にする両市が一体となってPRすることで、暮らしや仕事に関する情報を参加者同士で共有できる貴重な機会となりました。

また、11月17日には、横浜市内で総務省の主催による移住・交流イベントが開催され、本市も移住相談と地域おこし協力隊募集のブースを出展し、市観光協会の職員とともに本市をPRしながら、移住に関する個別相談等を実施しました。今後も首都圏等で開催される様々な移住・就職イベントに積極的に参加し、移住者の増加に繋げてまいります。

次に、ふるさと納税についてであります。

本年度のふるさと納税の状況は、10月末現在、5,670件、1億4,103万6,000円で、去年同期と比べ約15倍増の寄付額となっております。このように、想定を大幅に上回る寄付受領額となったことに伴い、連動して増加する返礼の品代や管理運営サイト委託料などについて適正な支払いができるよう、関連経費に関する補正予算を10月21日付けで専決処分しており、関係議案を本定例会に上程しております。寄付額が増加した理由としては、ふるさと納税の掲載サイトを一つから十のサイトに拡大したことで、さまざまな層の方々に本市の魅力や返礼品をご覧いただく機会が増えたことや、返礼品としてお米を希望される方の割合が非常に高く、特に定期的にお送りする「米の定期便」が好調なことが大きな要因であります。

今後も、ふるさと納税が集中する年末期に加え、年度末にかけてさらなる寄付の獲得に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、国際交流事業についてであります。

姉妹都市・米国ショウニー市へ、10月22日から29日の日程で、中学生14人、引率3人の計17人を派遣し、ショウニー市からは大変心温まる歓迎を受けております。

第30回目となる訪問団は、仁賀保・金浦・象潟の3中学校と秋田南高等学校中等部の生徒で構成され、学校訪問での交流や市内施設の見学でショウニー市の歴史を学ぶなど積極的な交流を行い、5泊のホームステイでは異国の文化や生活習慣を体験し友情の輪を広げ、全員元気に帰国しました。

11月20日の報告会では、団員一人ひとりから、滞在中の出来事や交流と体験で得たこと、今後の生活での活かし方などの発表があり、ひとまわり大きく成長した姿が見られました。

次に、にかほ市ふるさと会についてであります。

「第12回にかほ市ふるさと会」が、11月17日、東京プリンスホテルを会場に開催されました。当

日は、199人の会員や家族、そして来賓、にかほ市からの参加者を含めた228人が集い、ふるさと会総会後に「にかほの一年」を上映したほか、アトラクションでは、秋田市出身の浅利香津代さんの軽妙なトークや、ふるさとの特産品の抽選会などでにぎわいました。

懇親会では、同窓生や同郷の方々との再会に近況の情報交換や思い出話、ふるさとに対する熱い思いを語り合い、親交を深め、盛会のうちに終了しました。

次に、「にかほ市ネウボラあのね」についてであります。

10月1日から、金浦保健センター内に子育て世代包括支援センター母子保健型として、「にかほ市ネウボラあのね」を開設しております。

ネウボラはフィンランド語で「相談の場」を意味しており、子育て世代への切れ目ない支援の拠点として、より安心して子育てできるよう、出産・育児環境の一層の充実を図ってまいります。

次に、プレミアム付商品券事業についてであります。

消費税率引き上げに対する負担の緩和と消費喚起の下支えを目的とし、10月1日から販売を開始しております。

購入引換券の交付申請が必要な人のうち、申請をしていない3,400人余りの方に10月下旬、郵送により再度勧奨いたしました。

今月22日現在で1,647人から購入引換券の交付申請があり、販売額はプレミアム分を含んで2,935万5,000円となっております。

次に、高額医療費共同事業費の算定誤りについてであります。

国民健康保険の高額医療費共同事業については、秋田県国民健康保険団体連合会（県国保連）が実施主体となり算定した拠出金を市町村が出し合い、基準額を超えた高額医療費の件数に応じて交付金を受ける再保険制度として平成29年度まで実施されてきましたが、県国保連による過去の交付金と拠出金の算定誤りがこのほど判明し、市町村における過払いや不足金を精算する必要が生じております。

本市においては、拠出金の額よりも交付金の額が多いことから県国保連会への返還が求められます。また、市町村の拠出金に対し国と県から受けた財政支援についても返還が求められることとなります。

今後、県や県国保連からの通知に基づき、適正に対応してまいります。

次に、市民健康講座についてであります。

11月4日、総合福祉交流センタースマイルを会場に、福井県おおい町名田庄診療所長・中村伸一氏を講師に招き、「この土地に暮らし、良かったと思えるために」と題し、講演会を開催しました。

講師からは、在宅で看取った事例の紹介を通して、「健康とは」あるいは「大切なもの」について、笑いを交えながら、ときには涙を誘いながら、講話をいただきました。また、後半では、「生きて逝くノート」のワークショップが行われ、約80人の参加者は、それぞれの立場で自分や家族の人生を考える時間となりました。

次に、農業についてであります。

今年の稲作は、田植え後に好天に恵まれ、茎数の確保が順調に進みました。しかし、7月以降は降

雨が少なく出穂に悪影響があり、沿岸部では乳白米が散見されるなど、品質の低下により等級落ちした米が例年より多くなりました。

収量は、個人差はあるものの目標茎数を確保できたことにより、全体としては、昨年を上回る状況となっております。

10月31日現在、JAの集荷数量は、にかほ市全体で昨年同期より約1,056トン多い約6,560トン、1等米比率は19.7ポイント低い75.6%となっております。

次に、冬季の道路除雪についてであります。

12月1日から冬期間の道路除雪体制に入ります。去る11月8日に委託業者等との「除雪会議」を開催し、安全かつ効率的な除雪作業が実施できるように打ち合わせを行っております。直営作業班を初め、個人を含む14社体制で、降雪時の円滑な歩行と車輛通行の確保に努めてまいります。

次に、観光開発株式会社の状況についてであります。

10月21日から昨日までの38日間、道の駅象潟ねむの丘の浴室改修工事のため、浴室の営業を休止し、利用者の皆様には大変御迷惑をおかけしました。

この休業により、入浴、物販、レストラン、宴会の収入が減少しており、本定例会の報告第6号及び議案第110号により、詳細を説明することとしております。

次に、各種イベントの開催状況についてであります。

10月13日に開催予定でありました第18回「鳥海山グルッと一周MTBサイクリング」は、県内外から98人の申し込みがありましたが、過去最大級と言われた台風19号の影響で、昨年につき中止となりました。台風予報により、大会3日前に中止を決定しましたが、前日の交流会も名物となっていたため、約30人の参加者らで来年の開催を楽しみにしながら交流を深めました。

台風通過後の翌日、10月14日には、ねむの丘「秋まつり」が開催されました。新米餅つき体験や限定200食のふるまい、食のブースのほか、三味線の演奏や演歌歌手による歌謡ショーのステージイベントが行われ、約2,500人の家族連れなどでにぎわいました。

10月26日には、にかほつとで、「アニメコンテンツフェア」を開催し、アニメグッズの販売、フリーマーケットなど4店舗が出店したほか、アニメソングのバンド演奏で大いに盛り上がりました。

次に、ガス事業の民営化についてであります。

10月25日には、東北経済産業局からガス事業譲渡譲受に関する認可を受けております。また、10月1日からは、にかほガス株式会社の社員がガス水道局に常駐し、本格的に事務引継を行っております。

今後は、ガス事業会計の清算や水道事業の事務所移転など、来年4月1日からの民営化に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

次に、令和2年度の予算編成方針についてであります。

現在の我が国経済は、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達し、国民生活に密接にかかわる雇用・所得環境も大きく改善しています。

財政面では、引き続き厳しい状況にあるものの、国・地方の税収は景気回復の継続等により過去最高となり、今後の経済財政運営として、アベノミクスの推進がもたらした経済の好循環をさらに

持続・拡大させ、我が国が直面するさまざまな課題を克服し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことが、我が国経済が目指すべき最重要目標であります。

地方財政については、地方行財政制度のあり方について検討し、必要となる取り組みを実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化を積極的に推進するとしており、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債などの債務の償還に取り組み、財政健全化に繋げるとしています。

さて、本市の財政であります。歳入のうち、自主財源の根幹をなす市税は、景気は回復しつつあるものの人口減少などの要因により、大幅な増収を見込めず、地方交付税も合併特例加算の段階的縮減により、さらに減額されるなど厳しい状況が続く見込みであります。

一方、歳出であります。公共施設等の老朽化対策等に係る経費の増大、会計年度任用職員制度の導入等による人件費の増な

どにより、昨年度よりさらに厳しい見込みとなり、収支不足の大幅な拡大化が懸念されます。

令和2年度予算編成においては、将来に禍根を残さぬよう、歳入歳出の徹底した管理を行い、プライマリーバランスの黒字堅持はもちろんのこと、財政調整基金の残高確保を目指しながら、公約に掲げた政策にスピード感を持って取り組み、各種計画などに基づく諸施策を積極的に推進いたします。

また、漫然と前例踏襲に陥ることなく、発想の転換や創意工夫、事業の統廃合や民間活力の導入などを常に念頭に置き、目に見える改善を図ることとしております。

●議長（佐藤元君） 次に、教育行政報告を行います。教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、最近の教育行政について御報告いたします。

小・中学生の活躍についてであります。

高円宮杯第71回全日本中学校英語弁論大会秋田県大会弁論の部において、仁賀保中学校3年齋藤美穂さんが、「トゥルーピース（本当の平和とは）」の題で第1位に輝き、全国大会への出場権を獲得しております。

わたしの主張2019第41回少年の主張秋田県大会においては、仁賀保中学校3年浅井陽菜さんが、「私を隔てたもの」の題で、今年の齋藤美穂さんに引き続き、最優秀賞に輝き、全国大会に出場しております。

第39回全国豊かな海づくり大会作文コンクール小学校低学年の部で、金浦小学校3年笹森咲希さんが水産庁長官賞に、絵画コンクール小学校低学年の部で象潟小学校2年向後美衣奈さんが秋田県教育委員会教育長賞に入賞しております。

第69回本荘由利児童・生徒理科研究発表会では、金浦小学校6年佐藤元紀さんが最優秀賞を受賞し、2年連続で全県大会に出場しております。また、佐藤元紀さんは、6年間連続して発表したことにより、4年連続で発表した平沢小学校6年熊谷碧衣さんとともに特別賞を受賞しております。

税務署が主催する中学生の「税についての作文」では、象潟中学校3年鈴木阜心さんが、「当たり前」の題で東北地区納税貯蓄組合連合会会長賞を受賞し、作文発表を行っております。

また、今年度も本市の全ての小・中学校で租税教室を開催し、租税教育を積極的に推進しております。

スポーツ面での活躍も顕著であり、9月に開催された本荘由利中学校秋季体育大会では、サッカーで仁賀保中学校が準優勝し、全県大会で優勝しております。

第53回本荘由利中学校駅伝競走大会では、男子の部で象潟中学校が優勝し、女子の部で仁賀保中学校が準優勝しております。

にかほ市公開授業研究会と県外からの研究視察等についてであります。

10月17日に開催された仁賀保中学校公開授業研究会には、遊佐町教育委員会を初め市内外から80人を超える教員が参加し、六つの教科に分かれて熱心な協議が行われました。

11月15日には、院内小学校、金浦小学校の2校で公開授業研究会が開催され、松島町教育委員会や遊佐町教育委員会を初め多数の教育関係者が参加し、子どもたちの学力向上に向けて、充実した研修が行われました。

また、今年度も県外から多数の教育関係者が視察のために本市を訪れております。9月11日から3日間、千葉県長南町から教員1人が平沢小学校を訪問し、授業参観のほか、実際に授業を行いながら本市の教育活動を体験しております。特に、子どもに考えさせる授業について強い感銘を受けていました。

10月29日から2日間、高知県大豊町から6人の教育関係者が本市を訪れ、平沢小学校、仁賀保中学校を視察しています。

11月12日には、山形県小国町から教育長を初め教育委員など6人が院内小学校を視察し、コミュニティ・スクールのあり方について熱心に研修しております。

にかほ市グローバル教育講演会についてであります。

10月27日、武蔵野大学中学校・高等学校校長の日野田直彦先生を講師に迎え「海賊になろう～今、君たちが迎える世界は広い～」と題し、仁賀保勤労青少年ホームを会場として開催いたしました。

講演では、世界情勢の変化、学校改善、チャレンジの大切さなどが語られ、来場した中高生80人を含む240人が熱心に聞き入りました。

中高生らを中心に、予定時間をオーバーするほど活発な質問があり、有意義な講演会でありました。

文化講演会についてであります。

10月12日、象潟公民館を会場に、おくのほそ道紀行330年記念事業として開催いたしました。講師には、俳人で北里大学と昭和女子大の客員教授である黛まどか氏を迎え、「世界の中の俳句～芭蕉から現代まで～」と題して講演いただきました。

講演では、ラグビー日本代表のヘッドコーチが、ワールドカップのアイランド戦を前に自作の句を詠んで選手を鼓舞したエピソードや、東日本大震災の被災者が詠んだ句「身一つと なりて薫風 ありしかな」などが紹介され、「震災後も、日本人の自然への信頼が少しも揺らいでいないことをこの句は示している」と語られました。

来場した126人の参加者からは「とても勉強になった」「素晴らしかった」など、多くの声が寄せ

られました。

市民文化祭についてであります。

芸術文化活動の成果の発表や市民の芸術文化に触れる機会を創出するため、延べ6日間の日程で開催しました。

10月19日・20日には芸能祭、26日には音楽祭、11月2日から4日までは各種展示や体験コーナーを実施し、期間を通して無料開放したフェライト子ども科学館、白瀬南極探検隊記念館、象潟郷土資料館、仁賀保勤労青少年ホーム展示室への来館者、スマイルでの健康まつりと合わせ1万2,138人の来場がありました。

図書館機能付き文化交流施設の整備に向けた市民アンケート調査についてであります。

10月15日から11月4日までの期間に、公共施設等にアンケート用紙と回収ボックスの設置などを行って実施しました。回答数は、中学生から336票、一般の方々から1,161票、電子アンケートは146票、合計1,643票で、市の人口に対しての回答率は6.7%となっております。

今後、市民アンケートを分析し、施設整備に向けて参考としてまいります。

池田修三木版画展 まちびと美術館「ふたあり」についてであります。

11月2日から10日までの9日間、市内の公共施設や象潟地域の店舗等に池田修三作品を展示し、まちを巡りながら作品を鑑賞してもらう、まちびと美術館を開催しました。

主会場の象潟公会堂では、象潟小学校5年生の版画作品や象潟中学校3年生が池田修三作品を研究したレポート、象潟中学校の美術部が共同制作した「ちぎり絵」、公民館自主学習グループのアレンジフラワーなども展示し、さらには仁賀保高校茶華道部の呈茶も行っていました。

開催期間中は、池田修三サポーターの皆さんから受付や来場者への解説などを行っていただき、公会堂には延べ1,207人が訪れております。

今後も地元の学校や自主学習グループなどと連携し、サポーターの皆さんの御協力のもと、池田修三作品の展示を通して本市のPRに努め、まちびと美術館の充実と拡大を図ってまいります。

なお、今回は、日本郵便株式会社東北支社で作成したオリジナルフレーム切手「にかほ市の宝もの 池田修三 木版画第一集」の販売も公会堂や資料館で行いましたが、用意したシートは、全て売り切れております。

市内小学校での伝承芸能の公開事業についてであります。

本市では、子どもたちが地元の番楽などの貴重な伝承芸能に触れ、継承意識を高めることを目的に、学校での公開事業に取り組んでおります。

今年は10月26日に金浦小学校で金浦神楽を、11月2日には象潟小学校で鳥海山小滝番楽の鑑賞会を実施しております。また、象潟小学校では、今年5月から活動している郷土芸能クラブの発表も行われ、舞手3人、太鼓1人、笛9人が鳥海山日立舞の「三人立」を披露しました。

今後も各校と連携しながら伝承芸能の公開事業等を進めてまいります。

全国地域サッカーチャンピオンズリーグ2019 1次ラウンドの開催についてであります。

11月8日から11月10日までの3日間、仁賀保グリーンフィールドを会場に開催されました。今大会は、全国9地域のリーグ優勝チーム等がアマチュア最高峰のJFLリーグへの来季からの参入をかけ

て戦う全国大会1次ラウンドであります。

本市、金沢市・高知市の3カ所で同日に開催され、上位チームが福島県のJヴィレッジで行われた決勝ラウンドに進んでおります。

来年度は、全国シニアサッカー大会の会場が本市に決定しておりますので、大会成功はもとより、参加された選手の思い出に残るよう、大会準備を進めてまいります。

にかほ市発明工夫・未来の科学の夢絵画展についてであります。

児童の創意工夫や科学に対する関心を高めることを目的に、令和元年度にかほ市発明工夫・未来の科学の夢絵画展を開催いたしました。

応募のあった作品を市民文化祭会場に展示し、特に優れた作品として、発明工夫の12点を秋田県発明展に、夢絵画の20点を全国未来の科学の夢絵画展に出品いたしました。

その中で、第68回秋田県発明展 児童生徒の部において、平沢小学校3年 生出章歩さんの磁石の反発力を使ったサッカーゲームの作品が齋藤憲三・山崎貞一奨励賞を受賞し、第78回全日本学生児童発明くふう展に出品されます。そのほかにも金浦小学校1年 佐々木希さんが秋田県発明協会会長賞を受賞し、金浦小学校1年 佐藤心十葉さん、象潟小学校1年 齋藤蓮さん、平沢小学校4年 佐藤楓華さんが秋田県発明協会奨励賞を受賞しております。

にかほミュージアムスタンプラリーについてであります。

10月5日から12月1日までの期間、市内の博物館5館で構成する「にかほミュージアム連携協議会」の主催で開催しております。

本事業は、入館者が減少する秋から初冬にかけての客足を確保することを目的に、この時期に実施しており、3館のスタンプで参加賞、5館全てのスタンプで本市の産品詰め合わせ等が抽選で当たるものであります。

「にかほミュージアム」は、それぞれが優れた個性と充実した展示物を有しており、全国に誇れる観光資源でもあります。今後も、各館の魅力を市内外の多くの方々に味わっていただくよう、イベントの積極的な実施や、各館スタッフの質の向上を図ってまいります。

冒険家 阿部雅龍氏の南極点踏破の挑戦についてであります。

秋田市出身で東京都在住の冒険家 阿部雅龍氏は、白瀬臺が果たし得なかった夢の実現を目標に、大和雪原から「白瀬ルート」での単独徒歩による南極点到達に挑戦することを先に表明しました。

10月1日には、市民の有志で「阿部雅龍さんの南極点到達を応援する市民の集い」が開かれ、多くの応援が届けられました。しかし、10月25日、南極での航空機を手配する会社から、さらに現地の詳細な調査が必要となったことにより、今年は運航できないとの連絡を受け、阿部氏は今回の冒険を1年延期することを明らかにしました。

阿部氏は、来年の冒険に向け再始動するとのことであり、本市としては、引き続き支援してまいります。

『第三の居場所』の設置事業についてであります。

本市では、B&G財団の助成を受け、経済的・家庭的に困難な環境にある子どもたちを支援する「家でも学校でもない第三の居場所」の設置事業を昨年度から進めてまいりました。

先進地視察を行いながら運営方法や対象児童などについてB & G財団と協議を重ねたところ、必ずしも海洋センターの2階へ開設する必要はないということから、開設場所を含め、計画の大幅な見直しを行いました。その結果、子どもたちが通いやすい利便性の高い場所を再検討するとともに、運営についても専門的な知識や技術がある法人等の協力を得ながら、第三の居場所だけでなく、相談支援や不登校児童・障がいのある児童などにも対応する複合的な児童支援施策を計画していく方針となりました。そのようなことから、「第三の居場所」の令和2年度中の開設は困難となり、このたび同助成事業の辞退を財団に申し出て御承認いただきました。

なお、本議会に辞退に伴う関連予算の減額などの補正を計上しておりますので、御審議のほどをお願いいたします。以上であります。

●議長（佐藤元君） これで市政報告を終わります。

暫時休憩します。再開を11時とします。

午前10時48分 休 憩

午前10時59分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を行います。

日程第4、報告第6号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての報告1件、日程第5、議案第93号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）から日程第29、議案第117号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてまでの議案25件、計26件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは私から、提案理由の説明をさせていただきたいと思えます。

まずは報告第6号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についてであります。

これにつきましては、第27期決算並びに第28期事業計画及び予算について、地方自治法の規定に基づき報告させていただくものであります。

議案第93号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について、専決第11号であります。

令和元年10月21日付で専決処分した令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1,479万6,000円を追加し、総額をそれぞれ136億6,450万6,000円とするものであります。

補正内容は、ふるさと納税の急増に伴い、ふるさと納税者謝礼、返礼品報償費等の関連予算に不足が生じる見込みとなったため、当該予算について増額補正を行ったものであります。

歳入では、寄附金の一般寄附金を7,312万円、繰入金のみらい創造基金繰入金を2,413万円それぞ

れ増額しています。

歳出では、総務費の交流促進事業費に、ふるさと納税謝礼及び関連事務費を合わせて4,167万6,000円、みらい創造基金積立金を7,312万円、それぞれ増額しております。

続いて、議案第94号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第95号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。以上2件につきましては、市議会議員、特別職で常勤のもの、それぞれの期末手当の支給率について改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第96号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは秋田県人事委員会の勧告に準じて一般職の職員の給料及び勤勉手当の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

続いて、議案第97号にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について及び議案第98号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてであります。

以上2件については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、条例の制定及び所要の規定の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

続いて、議案第99号にかほ市ガス事業清算特別会計条例制定についてであります。

これにつきましては、本市ガス事業の譲渡に伴い、令和2年度においてガス事業会計の清算を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第100号にかほ市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例制定についてであります。

これにつきましては、地方税法及び地方経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の趣旨に基づき、地域経済牽引事業による本市における経済の活性化及び雇用機会の創出を目的とする固定資産税の課税免除を実施するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第101号です。にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定について。

これは、にかほ市工業振興条例の奨励措置対象業種を拡充し、多様な企業の立地促進を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第102号損害賠償の額を定めることについてであります。

行政報告でも説明しましたとおり、令和元年8月21日においてにかほ市消防署員がマックスバリュにかほ店裏にある消火栓の周囲を草刈り作業中、電力柱に設置されている光ファイバーケーブルを切断し、損害が生じたもので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第103号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

これは、北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日に解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させるため、組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する

にあたり議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第104号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,479万1,000円を追加し、総額をそれぞれ136億7,929万7,000円とするものであります。

続いて議案第105号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についてであります。

これは既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ51万5,000円を追加し、総額をそれぞれ1億194万1,000円とするものであります。

続いて、議案第106号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3万2,000円を追加し、総額をそれぞれ13億3,739万5,000円とするものであります。

次に、議案第107号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

これは、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ46万9,000円を減額し、総額をそれぞれ4億4,012万円とするものであります。

続いて、議案第108号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出については、その予定額に37万3,000円を追加し、総額を5億5,631万1,000円とするものであります。資本的支出については、その予定額に3万8,000円を追加し、総額を1億7,654万4,000円とするものであります。

続いて、議案第109号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

これは、収益的支出について、その予定額に62万2,000円を追加し、総額を5億9,930万4,000円とするものであります。資本的支出については、その予定額に78万3,000円を追加し、総額を3億8,777万6,000円とするものであります。

以上の議案第104号から議案第109号までについては、この補正は先ほど説明しました給与改定に関する条例改正に伴う人件費の計上及び調整となっております。

次に、議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についてです。

これにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億4,595万8,000円を追加し、総額をそれぞれ139億2,525万5,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、寄附金でふるさと納税の増収見込み等により一般寄附金を9,708万円増額しています。繰入金では、ふるさと納税の増収に伴う納税者謝礼の増加を見込み、みらい創造基金繰入金を3,197万1,000円増額しております。諸収入では、家でも学校でもない第三の居場所開設助成金307万8,000円を減額しております。

歳出の主なものは、総務費では交流促進事業費にふるさと納税の増収見込みにより、納税者謝礼及び関連事務費を合わせて5,539万4,000円、みらい創造基金積立金を9,688万円、それぞれ増額しています。衛生費では、環境プラザ運営費に機械器具修繕工事5,000万円を追加しております。商工費

では、商工振興費に市内企業の設備投資等への助成金として、工業振興条例補助金1,098万3,000円を増額しております。

議案第111号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてであります。

これにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,985万5,000円を追加し、総額をそれぞれ28億8,299万7,000円とするものであります。

主な補正内容は、一般被保険者高額療養費の増加見込みによる歳入歳出予算の補正及び前年度からの繰越額の確定による歳入予算の補正を行うものであります。

議案第112号令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。

これにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,637万8,000円を追加し、総額をそれぞれ3億1,528万3,000円とするものであります。

補正内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の実績見込みによる歳入歳出予算の補正及び前年度からの繰越額の確定による歳入予算の補正を行うものであります。

議案第113号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

これは既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,070万円を追加し、総額をそれぞれ13億4,809万5,000円とするものであります。

主な補正内容は、修正申告等による消費税還付金の歳入予算の補正及び各施設の光熱水費、機器修繕工事などの歳出予算を増額補正するものであります。

次に、議案第114号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

これは既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ430万円を追加し、総額をそれぞれ4億4,442万円とするものであります。

主な補正内容は、修正申告による消費税還付金の歳入予算の補正及び各施設の光熱水費、修繕料などの歳出予算を増額補正するものであります。

次に、議案第115号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の予定額に95万円を追加し、収益的収入の総額を5億6,496万5,000円とし、収益的支出の予定額に1,257万2,000円を追加し、収益的支出の総額を5億6,888万3,000円とするものであります。資本的支出については、その予定額に2,947万7,000円を追加し、資本的支出の総額を2億602万1,000円とするものであります。

主な補正内容は、旧金浦事業所のガスホルダー等の解体後の基礎の撤去作業に係る設計、施工費用、企業債の償還金などであります。

次に、議案第116号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出については、その予定額に219万6,000円を追加し、収益的支出の総額を6億150万円とするものであります。資本的支出については、その予定額に1,476万7,000円を追加し、資本的支出の総額を4億254万3,000円とするものであります。

主な補正内容は、堺田地内配水管新設工事設計委託料、プレステージへの配水管の新設でありま

す。——及び畑地区基盤整備に伴う水道管工事、また、ガス事業譲渡に伴う料金システムの改修などであります。

引き続き、本日追加提案させていただいております議案の要旨についても申し上げたいと思います。

議案第117号

にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げました。補足説明については、各担当部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 次に、担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第6号について、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、報告第6号にかほ市観光開発株式会社の経営状況につきまして補足説明申し上げます。

お手元に配付しております資料に基づきまして、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの第27期決算報告及び第28期事業計画予算について御説明申し上げます。

決算資料は、はまなす事業部、ねむの丘事業部、そして二つを合算した合計としてにかほ市観光開発株式会社の決算を表記しております。

初めに、1ページをご覧ください。

貸借対照表です。決算日、令和元年9月30日現在における資産と負債及び資本の状況でございます。

表の左側、資産の部では、上から3段目、左の科目、流動資産の合計が2億1,308万9,123円で、これに中段の科目、固定資産の合計1,585万4,773円を加えた科目の一番下の資産合計、これがはまなすとねむの丘の合計として2億2,894万3,896円でございます。

また、表の右側、負債の部では、科目一番上の流動負債の合計が5,989万4,846円で、科目、固定負債の合計の964万2,016円を加えた、科目の中段になりますが、負債合計、これが6,953万6,862円でございます。

純資産の部では、資本金と利益剰余金を合算した純資産合計は下から2段目、右になりますけれども、1億5,940万7,034円でございます。記載にはありませんが、前期と比較しますと、流動資産で約1,116万円、約5.5%の増加、固定資産は約45万円、3%の増、合計で資産の部は1,161万円の5.3%の増でございます。

負債の部におきましては、流動負債は約650万円、12.2%の増、固定負債は、ほぼ変わらず、負債合計は約649万円、10.3%の増でございます。純資産の合計は約512万円、こちらは3.3%の増でございます。全資産で2億2,894万3,896円、これにおける純資産1億5,940万7,034円の割合、いわゆる自己資本比率は69.6%で、1.3%減少しております。

次に、2ページをお開きください。

損益計算書です。上段、科目の営業損益の部、売上高は、飲食収入、売店収入、宿泊料、入浴料

などで合計6億8,624万4,907円となっております。この額から食事等の材料費、商品仕入れなどの売上原価を差し引いた、科目の中段になりますが、売上総利益金額は3億5,959万2,770円になります。この額から、今度は3ページに記載してありますが、販売費及び一般管理費の合計、3ページの一番下の右側、3億5,393万2,685円を差し引いた営業利益額、これはまた2ページに戻りますが、2ページの中段下、営業利益金額は566万85円となります。これに受取利息、雑収入の営業外収益117万1,454円を加えた経常利益金額、こちら2ページの下から8段目にございますが、683万1,454円となりまして、これは法人税、住民税額の170万7,000円を差し引いた一番下の右側、当期純利益金額512万4,454円が第27期におけます純利益となります。

第27期の営業概況としましては、はまなす事業部においては宿泊部門は10日間のゴールデンウィークの帰省、観光、近隣企業のビジネス客の増加により増収となり、宴会部門においては小規模宴会が多く、売上げが若干宴会部門に関しては減少しましたが、当期純利益としては197万528円となっております。

ねむの丘事業部については、年間を通じてイベントを開催し、キッチンカーやフリーマーケットなど新しいイベントも取り入れて、寒波、猛暑、台風等の影響も受けましたが、観光拠点施設としての機能を発揮しながら交流人口の増大に寄与しておりまして、当期純利益は315万3,931円となっております。

次に、第28期の事業計画と予算についてです。

事業期間は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までです。

今度は、飛びまして6ページをお開きください。

6ページは、はまなす事業部の事業計画です。休憩宿泊機能と地域住民の健康増進の向上を通じた地域との連携により、観光拠点施設としての役割を担うご覧の5項目の重点目標を引き続き掲げ、施設管理運営をする内容でございます。

次に、7ページをご覧ください。事業予算でございます。

収入の部では、宿泊の食事、宴会等の飲食収入や売店、宿泊、休憩、入浴料など合計で1億7,800万円でございます。

支出の部では、売上材料、人件費、維持管理費等で合計1億7,650万円でございます。

経常利益は、収入支出差し引き151万円を見込むものでございまして、それぞれの項目の備考欄にその内容を付記しておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

次に、8ページをお開きください。

ねむの丘事業部では、道の駅の基本機能である情報発信、地域との連携、休憩機能の役割と、さらには重点道の駅としての役割を果たすため、ご覧の5項目の重点目標を掲げて施設管理運営を行うとしております。

9ページをご覧ください。こちらが事業予算でございます。

収入の部では、宴会、レストラン等の飲食収入や売店、入浴料などで合計4億9,600万円でございます。

支出の部では、売上材料、人件費、維持管理費等で合計4億9,440万円でございます。

市政報告でも市長が触れられましたが、本年10月21日から昨日11月27日までの38日間、設備工事による浴室休業によりまして売上げが1,481万円の減少、純利益で657万円の減少が見込まれることから、9月30日付でねむの丘施設使用料減免申請がありまして、申請を受け、内容を審査、精査し、純利益の減少見込みを確認できたことから11月3日付で施設の管理運営に関する年度協定を変更し、使用料628万円を指定管理者基本協定書第28条第3項に基づき、ゼロ円に改めております。使用料の免除を含め、経常利益は収入支出の差し引き260円を見込むものであります。以上が報告第6号についての補足説明でございます。——失礼いたしました。最後の方、使用料の免除を含め、経常利益は収入支出の差し引き260万円を見込むものでございます。失礼いたしました。訂正いたします。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第93号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、議案第93号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について、専決第11号につきまして補足説明させていただきます。

先ほど市政報告の際にも触れておりますが、ふるさと納税に関する補正の内容となっております。9月定例会で増額補正してございましたふるさと納税ですが、9月に急激に寄附額が増加したため、返礼品に係る予算不足により専決処分としたものでございます。

補正予算書6ページをご覧くださいと思います。

初めに歳入ですけれども、17款1項1目一般寄附金に7,312万円を増額し、10月末時点のふるさと納税納付見込額を1億5,312万円と見込んだものでございます。次の18款2項1目財政調整基金繰入金は、歳出の報償費以外の部分へ、また、みらい創造基金繰入金は返礼品の報償費へ、それぞれ充当するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。

7,312万円の寄附に係る返礼品やサイト運営委託料等、それぞれ増額補正しているほか、25節積立金では、寄附金全額をみらい創造基金に積み立てるものでございます。

なお、寄附金増額の主な要因といたしましては、運営サイトを一つから十に増やしたことで、寄附者の目にとどまる機会が格段に増加したことに加えまして、新米の時期と重なり、お米を複数回定期的に配送するお米の定期便が非常に好評だったというふうに分析しておるところでございます。補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第94号から議案第98号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、議案第94号から議案第98号までの5件の議案につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、議案第94号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第95号にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第96号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての3件の議案につきまして、関連がありますので一括して補足説明を申し上げます。

まず、今年度の秋田県人事委員会でございますが、県内における月例給の公民格差、これが389

円、0.1%を解消するため、若年層に重点を置きまして月例給の水準を引き上げることとしております。また、期末・勤勉手当については、県内民間の特別給、いわゆるボーナスでございますが、この支給割合4.34月に見合うよう、職員の年間支給月数を0.1月引き上げ4.35月とするなどの勧告がなされております。

なお、県では開会中の秋田県議会12月議会にこの関係条例の改正議案が上程されているところでございます。

そこで、本市としましても、これまでの対応と同様に、秋田県人事委員会の勧告内容に準拠することとし、また、県が12月県議会に提案している内容に倣いまして、本市職員等の給与改定等について提案することとしたものでございます。

次に、改正の内容につきまして御説明をいたします。

議案綴りの3ページから6ページでございますが、議案第94号及び議案第95号につきましては、それぞれ市議会議員、市長、副市長、教育長等へ支給する期末手当について、県の特別職に準じて改正しようとするものでございます。

改正の内容については、それぞれの条例における期末手当の支給月数を現行の「100分の160」から「100分の162.5」に、0.025月を均等に引き上げることにより6月と12月を合わせた年間で0.05月引き上げる改正をしようとするものでございます。

また、それぞれの附則の改正については、令和元年12月に支給する期末手当に関する特例措置としまして、本年12月の期末手当の支給に限り、改正後の支給率「100分の162.5」を「100分の165」として支給する規定でございます。これにより今年度の期末手当の年間支給月数は、現行の「3.2月」から0.05月を上げました「3.25月」となるものでございます。

なお、それぞれの条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案綴りの7ページの議案第96号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明をいたします。

先ほど申し上げましたとおり、本市では秋田県に準じた改正内容としているところでございます。

議案綴りの8ページをご覧ください。

主な改正内容であります。第1条の改正につきましては、8ページから11ページ中段までは別表第1で一般行政職の1及び消防職、11ページ中段から18ページ中段までは別表第2及び別表第3で医療職、18ページ中段から22ページ中段までは別表第4で一般行政職2の改正後の給料表となっておりまして、月例給で県の公民格差に準じて市職員の格差を解消するため、若年層に重点を置いて水準を引き上げようとするものでございます。

次に、その下の第2条の改正につきましては、第26条第2項第1号の改正については、一般職の勤勉手当の支給月を現行の6月及び12月ともに「100分の87.5」とあるのを「100分の92.5」に改めようとするもので、6月と12月の支給月数を均等に0.05月引き上げることにより、年間の支給月を0.1月引き上げようとするものでございます。

その下の同項第2号の改正については、再任用職員の勤勉手当の支給月について、6月及び12月ともに「100分の42.5」とあるのを「100分の45」に改めようとするもので、6月と12月の支給月数を均

等に0.025月引き上げることにより年間の支給月を0.05月引き上げようとするものでございます。

なお、附則第1項によりまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、附則第2項において、改正後の給料表は平成31年4月1日から遡及して適用するものでございます。

また、附則第3項は、令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置を、第4項には、給与の内払いに関する規定をそれぞれ定めるものでございます。

次に、本日再度配付させていただいておりますが、A4の資料でございます。この資料につきまして御説明をいたしたいと思っております。——失礼しました。A3の資料でございます。大きい方でございます。ちょっと訂正がありまして、本日また配付させていただいております。

資料は、ただいま申し上げました改正内容について金額で表したものでございます。上段の資料の1でございますが、議案第94号関係の議員報酬の条例改正に伴う期末手当比較表となっております。支給月数は、平成元年度の現行では、合計で「3.2月」となっておりますが、改正後はC欄でございます。右から表の2番目でございますけれども、C欄のとおり6月、12月ともに1.625月となりまして合計で「3.25月」となります。

なお、本年12月に支給される期末手当についてはB欄でございます。真ん中でございます。B欄のとおり0.05月が加算された「1.65月」とする特例により、元年度においても合計で「3.25月」の支給となるものでございます。それに伴う支給金額を議長、副議長、議員と掲載しておりますが、議員1人当たりの支給金額は、今回の改正により12月期末手当はB欄の特例措置によりまして47万4,375円で、改正前と比較して1万4,375円の増額となり、令和2年度以降はC欄に記載のとおり、端数処理の関係で年間で1万4,374円の増額となるものでございます。

次に、その下段の2は、議案第95号関係の特別職の給与条例改正に伴う期末手当比較表でございますが、市長と特別職の給与条例改正に伴う期末手当比較表となっております。金額は議員とは異なりますが、同様の改正内容となりますので説明の方は割愛させていただきます。

次に、その下段の3は、議案第96号関係の一般職の給与条例改正に伴う給料月額、期末・勤勉手当比較表となっております。上段の表は、本年4月1日から適用する給料表の改定による改定額を記載したものであり、一般行政職(1)で平均改定率0.1%の増で、職員295人の1人当たり改定額は月額483円の増額となるものでございます。その下の表は、期末・勤勉手当支給率の状況であります。B欄に記載のとおり12月の勤勉手当を0.1月引き上げ0.975月としております。また、その下の表は、期末・勤勉手当の支給額となりますが、表の縦に支給期を、表の横に元年度現行、元年度特例措置による額、差引増減額、1人当たり平均増減額としております。この表では、12月勤勉手当について0.1月引き上げとなり、職員数295人の1人当たり給料改正も含めまして平均3万4,479円の増額となるものでございます。

次に、その下段の4は、今回給与改定による影響例、年額でございますが、職階、年齢別などによる職員5人の給料、期末手当及び勤勉手当について改正前との比較額を記載したものでございます。

議案第94号及び議案第95号並びに議案第96号の補足説明は以上でございます。

引き続きまして議案第97号にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定につきまして、補足説明を申し上げます。

先ほど市長が御説明申し上げましたとおり、今回の条例制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことによるものでございます。

本日配付させていただいておりますA4版、こちらの資料、議案第97号説明資料をご覧ください。

1の制度の概要ですが、本改正によりまして特別職非常勤職員と臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、新たに一般職の非常勤職員としての会計年度任用職員制度が来年度から導入されるというものでございます。

その下の2でございます。制度移行のイメージをご覧ください。

新制度において特別職非常勤職員として任用されるのは、右側上段に記載のとおり、いわゆる「〇〇の委員」という執行機関あるいは付属機関の委員や委員会の構成員のほか、投票管理者などの選挙事務関係の職及び法律に基づく調査員や診断を行う医師などに限定されることになります。

表の2段目にありますとおり、それ以外の外国語指導助手、ALTでございますけれども、それと生活保護就労支援員、母子・父子自立支援員、家庭児童相談員などは会計年度任用職員に移行することになります。

また、臨時的任用職員につきましては、表の3段目に記載のとおり、新制度においては正職員に欠員が生じたときに同等の業務を行う職員として緊急に任用するものに限定されることになります。したがって、表の2段目に記載のとおり、事務補助、直営の除雪、施設管理、草刈り、学校生活学習サポートなどに従事する現在の臨時職員のほとんどは会計年度任用職員に移行することとなります。

なお、会計年度任用職員につきましては、一般職の職員と同様の勤務時間のフルタイム職員と、それよりも日数や勤務時間が短いパートタイム職員の二つの形態で任用することとなります。

これらの新しい枠組みに基づき、現在、各課において業務体制の抜本的な見直しを行っておりますが、その結果として表の一番下に記載のとおり、有償ボランティアに移行するものや外部への業務委託に切り替えるもののほか、場合によっては臨時的任用による職を廃止し、正職員の業務として位置付けることもあり得ることになります。

次に、条例案について御説明をいたします。

議案綴りの25ページをご覧ください。

第2条では、会計年度任用職員の給与の種類を定義しているものでございます。その下の第3条は、第1号職員としてパートタイム職員への報酬の支給について、日額、時間額及び月額を支給方法を定めたものでございます。次に、26ページの第5条では、パートタイム職員の時間外勤務等に対して報酬を割り増しして支給することを定めております。また、第7条と第8条は、第2号職員としてフルタイム職員への給料の各種手当の支給について、一般職の職員の例による支給方法を定めたものでございます。その下の第9条には、会計年度任用職員の任用期間が6ヵ月以上で、なおかつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上ある場合に、一般職の職員と同様に期末手当を支給することなどを規定しております。次に、27ページの第10条には、パートタイム職員の通勤に要する費用を費用弁償で支給すること、その下の第11条には、会計年度任用職員の旅費を費用弁償で支給することを、それぞれ規定しているものでございます。また、その下の第12条には、単純労務の職員の給与の種類及び基準について定めております。第13条以降は説明を省略させていただきますが、最後の附則に

ありますとおり、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。議案第97号の補足説明は以上でございます。

引き続きまして、議案第98号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、補足説明を申し上げます。

議案綴りの30ページから32ページになります。

前議案で御説明しましたとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことにより、来年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。

このたびの整備条例につきましては、30ページ上段の第1条にかほ市人事行政の運営等の公表に関する条例から32ページ下段の第14条にかほ市防犯指導員に関する条例までの14本の条例について、文言の追加や削除などの所要の整備を行う必要があるため、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、この条例は、会計年度任用職員制度が導入される令和2年4月1日から施行するものでございます。議案第98号の補足説明は以上でございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第99号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐々木善博君） それでは、議案綴りの33ページ、34ページをお願いしたいと思います。

議案第99号にかほ市ガス事業清算特別会計条例制定についての補足説明を行いたいと思います。

地方自治法第209条第2項の規定により、ガス事業の円滑な清算とその経理の適正を図るため、特別会計を設置するものでございます。この会計では、ガス事業会計閉鎖時点での未払金として計上された経費や決算整理のために新たな費用が発生することから、民間譲渡後の清算事務を行うものでございます。

なお、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行し、令和3年3月31日までの1年限りの会計となっております。補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第100号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、議案第100号にかほ市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例制定について、補足説明を申し上げます。

議案綴りの36ページ及び37ページをご覧ください。

このたびの条例制定につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、秋田県が基本計画の対象業種に医療・福祉関連産業の成長ものづくり分野と林業・木材産業の農林水産、地域商社分野を加えております。

そのことから本市においても独自に製造業の集積を活用した自動車産業、航空機産業及び医療関連等の成長ものづくり分野及び第4次産業革命分野を対象業種として基本計画に定めたことから、本市における経済の活性化と雇用機会の創出を促進するため、固定資産税の課税免除に関する条例を新たに定めようとするものでございます。

なお、制度の概要につきましては、第2条に規定しておりますとおり、新たに課税免除の対象となる業種としまして、医工連携に係る充実した産学官連携体制を活用しました、一つとして、医療・福祉関連産業の成長ものづくり分野、二つとして、森林資源を活用した林業、木材産業の農林水産、地域商社分野、三つ目として、製造業の集積を活用した自動車産業、航空機産業、医療関連等の成長ものづくり分野と第4次産業革命分野とするものでございます。

また、課税免除の対象となる資産等については、承認地域経済牽引事業者が促進区域内に設置した家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地でございます。

なお、課税免除の期間としましては、適用対象施設、これは家屋、構築物、土地でございますが、これらのうち家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3ヵ年度で申請により課税免除をするものでございます。議案第100号の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第101号について、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、議案第101号にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定について、補足説明を申し上げます。

議案綴りは39ページをお開きください。

現在のかほ市工業振興条例の変遷は、平成21年に従前のかほ市工業誘致条例をにかほ市工業振興条例へと全部改正して、基幹産業である製造業の立地の促進を図ってきております。それから約10年のときを経まして、基幹産業の製造業の振興に加え、特に若者や女性の多様な働き場所の確保や重要インフラの持続化、さらには新分野の産業立地が課題となっております。県内のほかの自治体でも対象業種の幅を広げているところが見られ、自治体間競争での遅れをとることのないよう、多様な企業の立地促進を図るため、今回の改正で対象業種を拡大しようとするものでございます。

今回の改正点の主な部分は、条例の名称、題名を「にかほ市工業振興条例」から「にかほ市企業立地促進条例」に改正するもので、これは製造業のみを対象としていた本条例に幅を持たせるとともに、その具体化として今回は対象業種に情報通信業、ガス業、コールセンター業を加えるものでございます。

第1条から第3条及び第8条の改正は、条文としてはこれに係るものでございます。

このうちガス業については、来年4月から営業を開始するにかほガス株式会社への譲渡資産への課税免除を対象としたものでございます。

コールセンター業に関しては、株式会社プレステージインターナショナルの誘致時に交わした基本合意に基づく支援を具体化するためのものでございます。

今後、ほかの同業他社であっても、これは対象となってまいります。

それから、情報通信業については、これまで製造業の振興に資するもののみ施行規則で位置付けておりましたが、今のところ新たな立地が決まった情報通信業はございませんが、本市の発展にとって特に必要な業種と捉え、今回対象業種としたものでございます。

なお、企業誘致や地元企業の拡大は、今後もさまざまな業種で図っていかねばなりませんので、今回拡大する3業種に限らず、今後必要が生じた場合には、そのつど議会にお諮りしながら業種の拡大を図ることとしてございます。

本条例改正は、令和2年2月1日からの施行を予定しております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第102号について、消防長。

●消防長・消防署長（本間徳之君） それでは、議案第102号損害賠償の額を定めることについて、補足説明させていただきます。

議案綴り40ページをご覧ください。

中段に記載されているとおり、令和元年8月21日14時30分頃、消防水利の維持管理を目的とした消火栓周囲の草刈りのため、マックスバリュにかほ店裏にある消火栓の周囲を草刈りで草刈り中、誤って電力柱に付いている樹脂製の保護管を傷つけ、管中の光ファイバーケーブルを切断し損害を与えてしまったものであります。

こうした事故を起こしてしまい、深くおわび申し上げますとともに、今後、安全を確認し、慎重に行うよう指導していきたいと思っております。以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第103号から議案第109号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、議案第103号から議案第109号までの7件の議案につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第103号秋田市町村総合事務組合理約の一部変更について、補足説明を申し上げます。

議案綴りの41ページ及び42ページをご覧ください。

このたびの規約の変更につきましては、北秋田市と能代市、藤里町、上小阿仁村で構成する北秋田市周辺衛生施設組合が運営しているし尿処理施設が老朽化により廃止され、来年3月末で解散することに伴い、北秋田市は新たな処理施設を建設し、上小阿仁村は北秋田市の施設に搬入することとなります。また、能代市と藤里町は、能代山本広域市町村圏組合の施設に搬入することとなります。

これに伴い、北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日をもって解散し、秋田市町村総合事務組合の構成団体の数が減少するため、秋田市町村総合事務組合の規約を変更する必要があることから組合規約の変更に関する関係地方自治体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案第103号の補足説明は以上でございます。

引き続きまして議案第104号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についてから議案第109号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの6件の補正予算につきまして、一括して補足説明を申し上げます。

議案第104号から議案第109号までの一般会計及び特別会計等の各会計予算につきましては、先ほど御説明させていただきましたが、議案第94号から議案第96号までの条例改正等に係る補正予算でございます。これらは期末勤勉手当の支給月数の改定や一般職等の月例給の改定及び年度内における人事異動や扶養親族の異動とともに、これに関連した共済費を反映した人件費分について、その他の補正予算と区別して議案を上程したものでございます。議案第104号から議案第109号までの補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を行います。

商工観光部長から発言を求められておりますので、これを許します。商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 午前中、報告第6号の決算報告書の中で一部に記載の誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

誤記載がありましたのは、報告書の1ページになります。すいません、また改めて開いていただきたいのですが、右の下側、純資産の部の欄の株主資本の欄の所でございますが、全体のページ、1ページで見ますと、一番右側の下から3行目、括弧書きで「186万8,044円」とございますが、ここが横の合計に実はなるところでございます、正確には「512万4,454円」となるところでございます。このページに関しましては、訂正したものを後日また改めて配付させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

●議長（佐藤元君） ただいまの訂正について承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの訂正は承認されました。

次に、議案第110号の歳入及び歳出について、企画調整部に関することを企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）のうち、企画調整部関連につきまして補足説明させていただきます。

補正予算書5ページをお開きください。

初めに、繰越明許費でございますけれども、橋梁補修事業の一部につきまして年度内の事業完了を見込むことができないため、2,894万1,000円を令和2年度に繰り越すものでございます。

続きまして、次の6ページをお願いいたします。

債務負担行為でございますが、2件のうち、コミュニティバス運行委託料4,293万7,000円を限度として設定するもので、4月からすぐに運行できるよう本年度中に契約をするための設定となっております。

次に、歳入についてでございます。予算書の方は9ページになります。

一番下段になりますが、14款3項1目総務費委託金、風力発電施設ゾーニング事業委託金の82万9,000円の補正でございますが、環境省の方からの受託事業につきまして、10月の消費税率の改定に伴う2%アップ分の変更契約があったことから、その差額を補正するものでございます。

次の10ページをお願いいたします。中ほどになります。

17款1項1目1節一般寄附金9,708万円のうち9,688万円がふるさと納税分の増額補正となります。これで今年度の寄附総額を2億5,000万円と見込んでおり、既定予算との差額を補正するものでございます。

その下段になります。18款2項1目財政調整基金繰入金7,991万9,000円は、歳入歳出予算の調整のため繰り入れするものでございます。2目みらい創造基金繰入金3,197万1,000円は、ふるさと納税の寄附金の増額にあわせまして返礼品代に充当するための増額補正となります。

続いて、次の11ページの一番上の説明欄になります。支障物件等補償費150万5,000円は、日本海沿岸東北自動車道の象潟インターチェンジ以南大須郷地内におきまして盛土工事に伴います光ファイバーケーブルの移設補償金でございまして、国土交通省からの財源となります。なお、同額を歳出の工事請負費に計上しております。

次に歳出に入ります。予算書は12ページからになります。

2款1項9目企画費の67万8,000円の増額補正でございますが、11月に着任いたしました地域おこし協力隊1名分の1月以降の不足分の予算となります。なお、11月、12月分につきましては、既定予算内で対応してきているところでございます。続いて、11目の交流促進事業費、ふるさと納税の増額によりまして8節報償費、11節印刷製本費、12節役務費、13節委託料、25節の積立金をそれぞれ増額して補正しているところでございます。13節の風力発電ゾーニング事業でございますが、8節の報償費と合わせまして事業関係の予算となります。8節の報償費は、推進協議会委員の出務報償、13節は消費税率改定に伴う増額分の補正となります。続きまして、12目の情報管理費215万5,000円は、庁舎内のプリンタートナーやドラムセットの消耗品代65万円と歳入で説明いたしました光ファイバーケーブルの移設工事費として150万5,000円を補正するものでございます。企画調整部の関連の部分は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、総務部関係の補正内容につきまして補足説明を申し上げます。

なお、歳入につきましては予算計上はございませんので、歳出につきましてのみ御説明をいたします。

補正予算書の17ページの中ほどをご覧ください。

9款1項5目災害対策費の11節需用費の50万円の増額につきましては、防災行政無線などの電気料の不足見込みによる光熱水費15万円の増額と、三森地内の避難路に設置しているソーラー外灯の修繕料として35万円を計上するものでございます。また、その下段の15節工事請負費の気象観測装置移設工事670万円の減額につきましては、先週20日の議会全員協議会での説明のとおり、海洋センターに増築予定の第三の居場所について、総合的に見直すこととしたため移設する必要がなくなりましたので減額するものでございます。総務部関係の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、議案第110号に関する市民福祉部関係の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入についてです。

予算書の9ページをご覧ください。

14款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金1,350万8,000円の増額は、歳出の障害福祉サー

ビス費育成医療費等の増加に伴い、国2分の1の負担金を増額補正しようとするものでございます。

14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金988万2,000円の増額は、幼児教育無償化に対応するためのシステム改修費及び事務費に対する国10分の10の補助金でございます。

10ページをご覧ください。

15款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金675万4,000円の増額は、14款の国庫負担金と同様の県4分の1の負担金となります。

続きまして、歳出についてでございます。13ページをご覧ください。

3款1項3目障害者福祉費20節扶助費2,702万円は、補装具給付費障害福祉サービス等の増加に伴い増額補正しようとするものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費13節委託料888万3,000円の増額につきましては、幼児教育無償化に伴うシステム改修委託料となります。

14ページをご覧ください。

4款1項6目環境衛生費1,466万1,000円の減額のうち、桂坂油汚泥処理委託料1,766万1,000円の減額につきましては、土壌に含まれる油分の分析を行った結果、処理委託土壌全てにおいて5%未満だったことにより、委託料の差額を減額補正するものでございます。同じく危険空き家建物調査委託料300万円の増額につきましては、現在、調査を行っている仁賀保地区平沢地内の旧旅館施設2棟につきまして、アスベストが含まれている可能性があることから、アスベスト分析調査に係る調査委託料を追加しようとするものでございます。

15ページをご覧ください。

4款2項2目環境プラザ運営費15節工事請負費5,000万円の増額につきましては、平成28年度の稼働開始から2ヵ年のメーカーの保証期間が終了し、今年度から市で補修工事が必要になったことから、施設整備点検を行った結果、必要な機械器具修繕工事費を増額しようとするものであります。

主な修繕内容は、焼却炉内部及びガス冷却設備の耐火物保守、排ガス処理設備ろ布交換、公害監視装置分解整備などとなっております。市民福祉部関係の補足説明につきましては以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、議案第110号につきまして、農林水産建設部関連の補足説明をいたします。

歳入補正はございませんので、補正予算書は15ページからお願いいたします。

歳出でございます。

一番下でございます6款3項3目13節委託料200万円につきましては、来年3月施行予定の小砂川漁港浚渫に係る費用となっております。

続いて、16ページの一番下をご覧ください。8款5項1目11節需用費400万円の補正につきましては、市営住宅の修繕に係る費用でございまして、退去に伴い行います修繕予算を計上してございます。農林水産建設部関連の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 続いて、商工観光部関係について補足説明申し上げます。

初めに、9ページをお開きください。歳入です。

上段、13款1項6目商工使用料1節観光施設使用料628万5,000円の減額は、先ほどの報告第6号でも御報告いたしました。にかほ市観光開発株式会社の道の駅ねむの丘の設備工事による浴室休業によつての純利益に大幅な減少が生じることから、指定管理に関する協定の中での減額免除規定に沿ひまして使用料を減額することによるものでございます。

続いて、歳出、16ページになります。

上段、7款1項2目商工振興費の19節負担金補助及び交付金の1,118万3,000円の増額は、工業振興条例補助金として3社の設備投資助成と3社の雇用促進助成、それから工場見学受入整備事業1社に対する補助金の補正でございます。

続いて、その下、7款2項1目観光総務費の19節負担金補助及び交付金16万8,000円は、訪日外国人の宿泊に対して2,000円の助成を行っているものでございますが、宿泊予約の増加に伴う増額によるものでございます。

続いて、2目観光施設費11節需用費の100万円は、6カ所の観光施設に関する光熱水費が夏の猛暑によりまして掛かり増したことによるものでございます。

最後に、25節積立金の観光振興基金積立金628万6,000円の減額は、先ほども申しましたが、報告第6号等でお話したとおりのにかほ市観光開発株式会社の施設使用料の減免に対応した基金積立金の減額分でございます。商工観光部関係の補足は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長・消防署長（本間徳之君） それでは、消防関係について補足説明いたします。

補正予算書17ページをお開きください。

9款1項1日常備消防費11節需用費であります。需用費122万5,000円のうち、来年度採用予定分の制服、活動服などの被服費42万5,000円と、水道光熱費の単価が高騰して今後の水道光熱費に不足が予想されるため、水道光熱費50万円、また、車両事故などの不測の実費により、今後の車検、修繕料に不足が予想されるため、修繕費30万円の補正をお願いするものであります。

次に、その下、9款1項1日常備消防費22節補償補填及び賠償金であります。賠償金96万8,000円は、議案第102号損害賠償の額を定めることについてで説明したことの賠償金額の補正をお願いするものであります。以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） それでは、教育委員会関係の補足説明を申し上げます。

初めに、6ページをお開きください。

債務負担行為についてでございます。2番目のスクールバス運行管理委託料の1,813万9,000円ありますが、これは来年度のスクールバスの運行を学校が始まる4月からすぐに運行できるようにするため、債務負担行為の補正を行うものでございます。

今後の予定といたしましては、今定例会で可決されれば、1月下旬に運行業者を決めるための入札を行い、契約の上、4月からの登下校の運行に備えたいと考えているところでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。11ページをご覧ください。

20款4項6目1節雑入のうち、家でも学校でもない第三の居場所開設費助成金307万8,000円の減額でございます。これは20日の全員協議会で説明したとおり、B&G財団の助成事業である家でもない学校でもない第三の居場所事業計画を全体的に見直すことになり、助成を辞退したため助成金を減額するものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。18ページをご覧ください。

上段でございます。10款教育費2項小学校費2目教育振興費でございます。11節需用費のうち、消耗品574万5,000円の増額です。これは来年度に小学校の教科書が新しくなるため、それに対応する教師用の指導書を購入するものです。来年度のスタートと同時に使用できるよう、今回の補正に計上しております。その下の14節使用料及び賃借料の各種使用料184万8,000円の増額でございますが、これも来年度の小学校の教科書の改訂に伴い、小学校音楽の指導でデジタル教科書を使用するためのライセンス料でございます。教師用指導書と同様に、4月からスタートするために今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、19ページをご覧ください。

10款5項保健体育費4目の海洋センター管理費の13節委託料でございますが、第三の居場所増築工事設計委託料93万円の減額でございます。これは第三の居場所事業の見直しに伴い、発注しておりました建築実施設計を途中清算し、出来高をもって契約の減額変更をしております。その差額分の減額でございます。教育委員会関係につきましては以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第111号及び議案第112号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、議案第111号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について補足説明いたします。

歳出から御説明いたします。

予算書の7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費13節委託料のうち、オンライン資格確認に係るシステム改修委託料255万4,000円につきましては、当初予定していたシステム改修が2ヵ年事業となったことにより減額補正しようとするものでございます。

続きまして、歳入です。

予算書の6ページをご覧ください。

4款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金2節オンライン資格確認等業務関係補助金255万4,000円の減額は、歳出で御説明いたしましたシステム改修委託料に対する国10分の10の補助金で、歳出の減額にあわせて補正するものでございます。

続きまして、議案第112号令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおりでございますので、補足説明はございません。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第113号及び議案第114号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 議案第113号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書は6ページと7ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

下段にあります6款3項1目1節雑入2,951万3,000円の補正につきましては、消費税還付金の確定により補正増額いたします。

続きまして、7ページをご覧ください。

歳出です。

1款1項3目笹森クリーンセンター費15節工事請負費420万円の増額につきましては、笹森クリーンセンターの自動ドアとエアコンの修繕工事に係る費用となっております。

続きまして、議案第114号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書、同じく6ページと7ページをご覧ください。

歳入の下段でございます7款2項1目雑入の316万5,000円の補正につきましては、こちらも消費税還付金の確定により補正増額をするものでございます。

補正予算書の7ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費15節工事請負費の110万円の増額につきましては、小滝処理場の非常通報装置、西中野沢処理場のブローポンプの修繕工事に係る費用でございます。補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第115号及び議案第116号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐々木善博君） それでは、議案第115号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について主なものの補足説明をいたします。

補正予算書の3ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。収益的収入の1款2項3目その他営業雑収益95万円の増額は、都市ガス製造所気化器のシャッター撤去費用としまして、石油資源開発株式会社からの負担金として、この後歳出の方で説明いたしますけれども、歳出と同額が入ってくるものでございます。

次に、収益的支出の1款2項13目修繕費95万円の増額は、今説明したとおり都市ガス製造所の修繕費用となっております。

次に、1款3項25目委託作業費1,144万円の増額は、旧金浦事業所のガスホルダーなどの基礎撤去設計委託費が50万円、同じく基礎撤去の作業委託費が950万円、それから水道事業の事務所移転に伴う宿日直の増加分144万円を増額補正するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

資本的支出の1款2項1目1節企業債償還金2,947万7,000円の増額は、昨年度末の3月に借り入れしました公庫資金につきまして、ガス事業譲渡の関係で償還方法を変更したため、今回予算を計上するものであります。以上で議案第115号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第116号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

補正予算書の3ページをお開きください。

収益的支出の1款1項5目15節備用品費60万円の増額は、トナーカートリッジなどの消耗品を補正す

るものでございます。

次に、18節印刷製本費72万6,000円の増額は、水道事業移転に伴い、納入通知書などを新しくするために補正するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。

資本的支出の1款1項1目21節委託料247万5,000円の増額は、堺田地内配水管新設工事設計委託料補正するものでございます。

次に、41節工事請負費396万円の増額は、畑地区の基盤整備に伴う送水管切り回しの工事費を補正するものでございます。

次に、1款1項2目21節委託料418万円の増額は、ガス事業譲渡に伴う料金会計システムの改修委託料を補正するものであります。

次に、41節工事請負費136万1,000円の増額は、料金会計システムの移設作業費を補正するものでございます。

最後に、44節固定資産購入費279万1,000円の増額は、検針業務用のハンディターミナルの購入として132万円、それから水道事業移転に伴うキャビネットなどの事務用品の購入として147万1,000円を補正するものでございます。以上で議案第116号の補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第117号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 議案第117号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたため、にかほ市印鑑条例においても所定の改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行期日は、令和元年12月14日とするものでございます。

議案第117号の補足説明につきましては以上です。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

これから議案第94号から議案第96号及び議案第104号から議案第109号の9件の議案について、質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

初めに、議案第94号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第96号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてまで、議案3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第94号から議案第96号まで、議案3件の質疑を終わります。

次に、議案第104号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についてから議案第109号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、議案6件の質疑を行います。質疑あ

りませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第104号から議案第109号まで、議案6件の質疑を終わります。

これから議案第94号から議案第96号及び議案第104号から議案第109号、9件の討論、採決を行います。

初めに、議案第94号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議がありますので討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。13番佐々木議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 私は議案第94号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から発言いたします。

多くの市民が経済がなかなか上向きにならない中、年金は削減されて国保は上がる、介護保険料は上がる、介護利用料もさらに改悪されようとしている。そして消費税は10%に上がるなど、市民の生活が厳しいところに追い詰められております。この今、市民の代表である議員の手当を議員自ら上げることは、金額の大小にかかわらず市民の理解を得ることは到底できないものだと考えます。よって反対の意を表明し、討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） これで議案第94号の討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第95号の討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第96号の討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第104号の討論を終わります。

これから議案第104号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第105号の討論を終わります。

これから議案第105号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第106号の討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第107号の討論を終わります。

これから議案第107号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第108号の討論を終わります。

これから議案第108号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第109号の討論を終わります。

これから議案第109号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後1時43分 散 会